

中野区教育委員会会議録

令和7年第9回定例会

令和7年3月28日

中野区教育委員会

令和7年第9回中野区教育委員会定例会

○日時

令和7年3月28日(金)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時53分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事(子ども家庭支援担当) 森 克久

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長
渡邊 健治

保育園・幼稚園課長 藤嶋 正彦

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

3人

○議事日程

1 教育委員会委員の議席の指定

2 議決事件

(1) 第21号議案 中野区学校運営協議会規則

(2) 第22号議案 中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

(3) 第23号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(4) 第24号議案 中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

(5) 第25号議案 中野区立幼稚園施設の開放に関する規則

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 3月13日 第五中学校道徳授業

② 3月16日 平和の旅・報告会

③ 3月18日 中野区立幼稚園修了式

④ 3月19日 中野区立中学校卒業式

⑤ 3月24日 中野区立小学校卒業式

(2) 事務局報告

① 中野区教育委員会教育長職務代理者の指名について

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 9 回定例会を開会いたします。

伊藤委員は本日オンラインでの参加となります。

本日の会議録署名委員は平本委員にお願いいたします。

また、本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりです。

初めに、令和 7 年 3 月 28 日付で教育委員会委員の就任がございましたので、ご紹介いたします。岡本淳之委員です。前期に引き続き再任となりますが、一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

岡本委員

このたび再任として、また、教育委員を 2 期務めることになりました、岡本です。1 期目を 4 年間務める中で、個人的にはもっと教育委員会を開かれたものにしたいと思いました。

あと、もっと大きな方向性、ビジョン等々も「中野区としてこれを目指すぞ」みたいなものをみんなで考えていければとも思っていました。

2 期目に入るに当たりまして、田代教育長や教育委員の皆様、事務局の皆様、いつも傍聴いただいている皆様をはじめ、区民の皆様、もちろん区長と議会の皆さん。何より学校現場の皆さんと、子どもたちと一緒に、中野区の教育をどうしていくのかと考え続けて、自分なりのアクションをしていきたいと思っております。

4 年間、皆様とご一緒できることを楽しみにしております。

田代教育長

それでは、日程に入ります。

初めに、教育委員会委員の議席の指定をいたします。

委員の議席は、中野区教育委員会会議規則第 7 条の規定により、教育長が指定することになっておりますので、ただいまご用意した議席を各委員の議席に指定いたします。

<議決事件>

田代教育長

次に、議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 21 号議案「中野区学校運営協議会規則」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

学校再編・地域連携担当課長

それでは、第21号議案「中野区学校運営協議会規則」について説明をいたします。

提案理由でございますが、学校と地域住民等とが学校運営及び児童生徒の育成について協議する学校運営協議会を設置するに当たりまして、必要な事項を定める必要があるためでございます。

それでは資料をごらんください。資料のうち補助資料がございます。補助資料といたしまして、中野区学校運営協議会規則の概要がございますので、そちらでご説明をいたします。

まず1、学校運営協議会設置の趣旨でございますけれども、学校と地域住民等とが学校運営及び児童生徒の育成について協議する機関として、こちらの学校運営協議会を設置いたしまして、学校運営の改善、学校と地域との協働活動の推進等を図るために設置していくものでございます。

2、設置単位でございますけれども、小学校、中学校、幼稚園を含めまして、それぞれ学校ごとに設置いたしまして、31設置する予定でございます。

3、協議事項でございます。(1)学校運営の基礎となる基本的な方針に関すること。(2)方針に基づく学校の教育活動及び運営の改善に関すること。(3)方針に基づく学校と地域との協働活動の企画及び調整に関すること。(4)方針に基づく教員の在り方に関することでございます。

4、委員についてでございますけれども、委員の数につきましては、校長を含め11人を上限といたしまして、校長の推薦により教育委員会が委嘱するものでございます。

なお、委員は特別職の地方公務員の身分を有する者といたしまして、さらに二つの協議会の委員までは兼ねることができるとしております。

推薦する対象でございますけれども、(1)対象学校の児童生徒の保護者。(2)対象学校の区域又は当該区域の近隣の地域住民。(3)対象学校の地域コーディネーターその他対象学校の円滑な運営に資すると認められる活動を行う者。(4)前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は校長が必要と認める者でございます。

5、委員の任期でございますけれども、校長及び地域コーディネーターにつきましては、その任期を委員の任期といたします。その他の委員の任期につきましては、設置から3年度までは1年度、それから4年度以降につきましては2年度といたします。また、4年度以

降につきましては、任期終了した場合、委員数の過半数を超えた再任はできないとしております。

6、その他につきましてはお読み取りください。

また、中野区教育委員会規則、こちらにつきましては添付してございますので、後ほど読み取りいただければと思います。

説明は以上でございます。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。

1点、質問がございます。委員の任期の点ですが、設置から3年度までは1年度で、4年度以降は2年度とした背景や趣旨がありましたら教えてください。

学校再編・地域連携担当課長

まず、3年間につきまして1年度とした理由といたしましては、まだ設置間もないということもありまして、多くの方に関わっていただきたいということが1点。

それから、まだ経験もしていないので、柔軟に変更もできるような形にしておくほうが安定した運営ができるだろうと、このような趣旨から、設置から3年については1年間としたものになります。

4年度以降につきましては2年度としてございますけれども、こちらにつきましては、ある程度落ち着いてくるときになりますので、2年間としたものになります。

ただ、メンバーが固定してしまうということにつきましても、広い住民参加ということからみるとよくないということもありますので、過半数を超えた再任はできないと、このような趣旨を設けたものになります。

岡本委員

幾つか質問がありまして、協議事項の(4)に方針に基づく教員の在り方に関することとありますが、これは具体的にどんなことを想定していらっしゃるのかについて。

もう一つ。ここにはなくて、規則自体にもなかったのですが、実際の学校運営協議会の会議の持ち方です。例えば、開催頻度とか、時期とか、時間とか、学校側で誰が出席するのかとか、そういった具体的な会議の運用については、各学校長の判断に委ねられているのかどうか。ここを教えてください。

学校再編・地域連携担当課長

まず、教員の在り方に関することにつきましては、今回、国型の学校運営協議会を設置していくということになりますので、教職員の任用についても意見を述べるということができるようになっておりますので、その趣旨を踏まえてこちらの記載をしたものになります。実際にどのようなふさわしい教員が必要であるかということも協議していただくということが、こちらの(4)の内容になります。

それから、会議の持ち方ということになりますけれども、想定といたしましては、協議会については、年6回程度ということで想定はしております。

ただ、これはあくまでも事務局が想定している回数になりますので、実際にどの程度行っていくかにつきましては、協議会の中で議論して、その頻度についても決めていただきたいと思います。

ですので、回数、時期につきましても、それぞれの協議会の中で諮っていただき、決めていただくということになります。

村杉委員

ご説明ありがとうございました。

「校長の推薦」とありますが、他の自治体では公募ということもあるようですが、これはそれぞれの学校の校長が推薦するというところでよろしいでしょうか。

学校再編・地域連携担当課長

校長先生の推薦でということで、推薦いただいた方を教育委員会として委嘱していくという形で想定しております。

伊藤委員

Z o o mが最初つながっていなかったようでよかったです。先ほどから聞こえるようになりました。

途中からで、私の理解不足のところもあると思うのですが、会議は公開となっているのですが、このあたりは、ほかの自治体等々と比べてどのようになっているかと思われましたので、確認させてください。

学校再編・地域連携担当課長

会議につきましては、原則公開と決めております。

ただし、個人情報等を協議する場合につきましては、非公開にできるというものにしてございます。

他区の事例ですと、公開にしていることが多いとは認識しております。

伊藤委員

ほかに質問ではないのですが、今、個人情報に関わる部分についてはということがありました。やはり、その学校の個別のことについても、お話がある場合が多いかと思ひまして、このあたりは会議の公平や公開の重要性と、あと、その学校の個人情報を守るところのバランスといひますか、配慮についても学校のほうでよくご検討いただけるとよいのかなと思ひましたし、そういったことについてもサポートがあるといひのかもしれないと思ひました。

ありがとうございます。

岡本委員

規則のほうで、16条に教育委員会が研修を行うとあります。

もし、もう準備をされていらっしゃったら、どんな研修をお考えか、教えていただけますか。

学校再編・地域連携担当課長

研修につきましては、今年度も既に実施しておりまして、学校長ですとか、実際にこれまでに中学校区単位で教育委員会を設置しておりましたので、それらの委員の方を対象に、コミュニティスクールとはどういうものなのかということ、あるいは、どうやって進めていったら有効なものになるのかということを検証しました。次年度以降につきましても、そのような検証は必要であろうと思ひております。

もう一つは、特に地域コーディネーターの方に対する研修が必要ということになりますので、地域コーディネーターの方の動き方についての研修も行っていきたいと思ひております。

岡本委員

ありがとうございます。よくわかりました。

今後、校長先生のお考えや地域の特性次第で、各学校運営協議会の個性が出てくるのではないかと思ひます。もちろん、横並びにしなければいけないとかではなくて、各校に応じた個性が出てくるのは、私はポジティブだと思ひますが、お互いにどんな運営をしているのかという、意見交換をできるような機会も今後あったほうがいいのではないかと思ひました。

もっと言うと、校長先生次第のところも、もしかしたらあるかもしれないので、「うちの

学校運営協議会はこんな運営になっている」ということを、委員同士が話し合うことを通して、自校の学校運営協議会のよりよい改善につながっていく可能性もあると思います。

そういった研修の場を教育委員会として用意するのか、あるいは、例えば、PTAでしたら連合会があります。ああいった感じで、学校運営協議会の連合会みたいなものが今後できていくのか。そのあたり、もしもお考えがあったら教えてください。

学校再編・地域連携担当課長

まず一つ、学校運営連絡会というものを中学校区単位でつくっていくということにしておりますので、その中での情報共有ということにつきましては、こちらにつきましても年に2回程度ということで、今は想定しているところになります。

もう1点、研修の中でも、今年度も行ったのですけれども、多くの協議会のメンバーの方が集まってくださいましたので、そこでも十分な情報共有というものはできるだろうと思っておりますので、そちらの研修の期間も捉えて、情報共有を進めていきたいと考えております。

岡本委員

これは質問ではなくて意見になるのですが、先ほど、学校側の参加者はどうなるのかというのも話したのですが、先行自治体のお話を伺うと、やはり学校側で負担が大きくなるのは、副校長先生であり、実際に窓口を担当されます。ただでさえ学校で最もご多忙な先生方ですので、そういった先生方により負担をかけてしまうということも念頭に置いて、今後の支援を考えていかなければいけないなと思いました。

あと、子どもたちが学校運営協議会にどう関わるかということも、今後ぜひ、各学校運営協議会で考えていただきたいと思っています。

子どもが主語の学校にするのであれば、大人だけで学校のことを決めない。せっかく協議会ができるのであれば、児童会・生徒会はじめ、多くの子どもたちが関われるような機会をぜひ考えていっていただきたいと思いました。

そこで、子どもの意見表明の予算をどう使うかということも関連づけて考えることもできるかとも思いますので、期待しております。

以上です。

田代教育長

ほかに、質問や意見がございますか。よろしいですか。

それでは、なければ質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 21 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 2 番目、第 22 号議案「中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

指導室長

第 22 号議案「中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」について説明をさせていただきます。

改正理由でございますが、令和 7 年 4 月 1 日から、中野区立教育センターの施設である教育相談室の利用時間及び休業日が変更となることから、中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する必要があるためでございます。

続きまして、改正の内容でございますが、別添資料の新旧対照表をごらんください。

別表第 9 条関係の左側に改正案をお示ししております。教育相談室の利用時間を現行の午前 9 時から午後 5 時までを、改正後は午前 10 時から午後 6 時までといたします。

また、休業日を現行の土曜日及び日曜日を、改正後は日曜日のみといたします。

なお、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日といたします。

ご説明は以上です。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご質問ではございませんけれども、開室の時間も、また休日も、利用者の方にとって少し便利になるのではないかと期待しておりますので、これが決まった折には、ぜひ周知のほうをよろしく願いできればと思いました。

ありがとうございます。

田代教育長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

それでは、なければ質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 22 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 3 番目、第 23 号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

指導室長

第 23 号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」について説明をさせていただきます。

提案の理由といたしましては、区議会第 1 回定例会にて議決されました、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正する条例の交付に伴い、教育委員会が所管している関連規則であります、「幼稚園教員、教育職員勤務時間条例施行規則」及び「小中学校教員勤務時間条例施行規則」の改正を行うため、教育委員会にお諮りするのでございます。

それでは、各条例の改正内容についてでございますが、資料といたしまして、新旧対照表を添付してございます。そちらをごらんください。

それでは、第 1 条関係、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表をごらんください。

では、改めてご説明をさせていただきます。第 1 条関係、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表でございます。

第 8 条の 2 の 7 で、超過勤務制限の対象となる子の範囲を「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大をいたします。

下にお進みいただきまして、第 27 条で、夏季休暇の取得期間を「7 月 1 日から 9 月 30 日まで」から、「6 月 1 日から 10 月 31 日まで」へ拡大をいたします。

次のページにお進みください。第 29 条で、「子の看護のための休暇」から「子の看護等のための休暇」への名称を変更し、取得事由を追加いたします。

次のページへお進みください。第 30 条の 2 の 2 で、職員の仕事と介護の両立支援のため、

介護両立支援制度等の請求等に係る意向確認、それから第30条の2の6で、勤務環境の整備等について規定をいたします。

次のページにお進みください。第2条関係、中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則でございますが、こちらは先ほどの幼稚園教育職員と同様の改正内容となっておりますので、説明は省かせていただきます。

改正内容の説明は以上でございます。

いずれも施行期日は令和7年4月1日でございます。

なお、当該規則の一部について、改正するに当たりまして、特別区人事委員会の承認を必要としております。特別区人事委員会からは令和7年3月26日に承認を得ておりまして、教育委員会にお諮りをし、議決をいただいた後に交付となります。

説明は以上となります。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

平本委員

大変細かくご説明いただきまして、ありがとうございます。

こうした規則等の細かい改正は、利用できる範囲がどのように拡大したのかというのが、利用する側に大変わかりにくいこともあるかと思っておりますので、今後は何かパンフレット等で、「こういう場合も使えるようになりました」ということを、わかりやすく周知することなどは何かご検討されていらっしゃるのでしょうか。

指導室長

こちらはご議決いただいた後に各学校に通知をしまして、各管理職から教職員の皆さんに周知をするという形をとってまいりたいと考えております。

村杉委員

ご説明ありがとうございます。

質問ではありませんが、この一部改正で、少しでも皆さんが働きやすい環境が整って、また、その届出を気兼ねなく出せるような職場の環境が整ってくるといいと思います。ありがとうございます。

田代教育長

ほかに質問やご意見はございますか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 23 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 4 番目、第 24 号議案「中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

指導室長

第 24 号議案「中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、令和 7 年 6 月、非常勤の国家公務員において、これまで公募によらない再度の任用を連続 2 回としていたところ、雇用の安定を目的として、その上限回数が撤廃されました。

つきましては、国より各自治体でも運用を見直すよう通知があったことに伴い、教育委員会で所管している関連規則である「中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」の改正を行うため、教育委員会にお諮りするものでございます。

それでは、改正の内容についてでございますが、資料の新旧対照表を添付してございますので、ごらんください。

「中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則」でございますが、表の右側にあります、第 3 条の 5 の「公募によらない再度任用の上限回数については、任命権者が別に定める」としていた規定を削ります。

改正内容の説明は以上でございます。

施行期日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。

ご説明は以上です。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ありがとうございます。

必要な方は、できれば会計年度などの不安定な形ではなく、きちんとした雇用が望ましいと考えるのですが、しかしながら、現実といたしましては、こういった会計年度の形でのお願いをするということも避けがたい部分は、現状あるのだと認識しております。

そうした場合には、雇用される方だけでなく、やはり子どもたちにとっても安定的な教育環境ということを維持するために、こういう改正は大変重要だと思いますので、こういったことが広まると安定した教育環境づくりにつながって、ありがたいことだなと感じました。

以上でございます。

田代教育長

ほかに質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 24 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 5 番目、第 25 号議案「中野区立幼稚園施設の開放に関する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします

保育園・幼稚園課長

それでは、第 25 号議案「中野区立幼稚園施設の開放に関する規則」の制定につきましてご説明いたします。

提案理由は、中野区立幼稚園の施設、こちらの中野区民への開放を実施するに当たり、必要な事項を定める必要があるというものでございます。

それでは、条文のほうをごらんください。主な条文についてご説明いたします。

まず、第 3 条でございます。開放をする施設についての規定でございますが、今回開放する施設は、中野区立ひがしなかの幼稚園の第 2 園庭といたします。

続きまして、第 4 条、開放日時についての規定でございます。別表第 1 に記載のとおり、開放日は幼稚園が使用しない日、開放時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時としております。

続きまして、第 5 条、利用者についての規定でございます。どういった方がご利用できるかという対象のところでございますけれども、(1)子どもが健やかに成長できる地域社会の

形成に関する活動、(2)子育て・子育て支援その他子どもの健全育成に関する活動、こういった活動を行っていただいている団体への貸出を規定しているところでございます。

続きまして、第8条でございます。第8条は使用量の減免についての規定でございます。別表第2に規定してございますとおり、学校ですとか地域、私立保育園などにご利用いただく場合には使用料は免除、使用料無償という形にしたいという規定でございます。

この規則の施行日は令和7年4月1日でございます。

ご説明は以上でございます。

田代教育長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。

ご質問ではございませんけれども、やはり、どうしても都市部は土地が狭かったり、資源に限りがあったりすることが多いので、ぜひ園児・子どもたちに安全な形であれば、有効な活用を進めていただけるとありがたいと感じました。

以上でございます。

平本委員

ご説明ありがとうございます。今後、別途運営規則のようなものも規定していただけるのだと思うのですけれども、利用する側も申請がしやすいように工夫していただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

村杉委員

ご説明ありがとうございます。周知の方法はどのようにされるのか教えていただけますでしょうか。

保育園・幼稚園課長

まず、現時点でございますけれども、こちらは主に私立保育園への貸出を想定しているところでございますので、まずは近隣の私立保育園のほうに直接お声がけて、ご案内を差し上げているところでございます。

今後は、そういった対象を、より広いところに貸し出していくことに当たりましては、区のホームページなど、周知方法についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

田代教育長

ほかに質問や意見はございますか。よろしいですか。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 25 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に、報告事項に入ります。

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から報告をお願いします。

子ども・教育政策課長

3月13日、田代教育長が第五中学校の道徳授業に参加されました。

3月16日、田代教育長が、平和の旅・報告会に参加されました。

3月18日、田代教育長と岡本委員が中野区立幼稚園の修了式に参加いたしました。

3月19日、田代教育長と伊藤委員が中野区立中学校の卒業式に参加いたしました。

3月24日、田代教育長、平本委員、村杉委員、岡本委員が中野区立小学校の卒業式に参加されました。

3月24日、田代教育長が、中野区立第七中学校ロボコン部の区長への表敬訪問に立ち会われました。

報告は以上でございます。

田代教育長

各委員から、補足、質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

卒業式に行ってまいりました。中学生はとてもしっかりしておりまして、自分たちの3年間を振り返る、大変長い学年全体での言葉というのがございまして、その姿と言葉を聞く中で、やはり3年間を振り返ることの意味ですとか、卒業に当たって、中学生生活が思い返されながら、また成長につながっていくというような教育的な意味について考えさせられました。大変いい式でした。

ありがとうございます。

村杉委員

私は3月24日に、桃花小学校の卒業式に出席してきました。印象に残ったのは卒業式の門出の言葉で、一人ひとりが自信を持って堂々と、また、全体の合わせる声も大きくまとまっていました。歌声もとても澄んで、響き渡っていました。これまで支えられて、ご指導いただきました先生方の温かい支えがあったからこそ、子どもたちのこのような成長につながるのだと実感しております。卒業生が今後よりよい環境で過ごすことができ、学べるように願っています。

以上です。

岡本委員

私は、かみさぎ幼稚園の修了式と、南台小学校の卒業式に伺ってきました。幼稚園でも小学校でも、子どもたちは精いっぱい緊張して、しっかり式に参加しようという表情が緊張とともに伝わってきました。

小学校で先に子どもたちが退席して、教室に戻って、私はその後で教室の前を通ったのですけれども、子どもたちのいい声が聞こえてきて、緊張していたのだな、頑張っていたのだなと。緊張して頑張っている姿もいいですし、解放されてキャーキャー言っている姿もすごくいいなと思いました。

以上です。

平本委員

私は3月24日に、塔山小学校の卒業式に参列させていただきました。しみりというよりは、皆さん、笑顔がとてもはじけていて、楽しい学校生活だったのだなということを、私も感じる事ができました。

印象に残ったのが、卒業証書を一人ひとりに渡していくときに、それぞれが必ず受け取る前に皆さんのほうを向いて、自分の将来の姿についてお話をする場面です。具体的な職業、「こういう仕事をしたいんだ」ということを述べる児童もいれば、「このような大人になりたい」とか、このような人柄、人間になりたいということをお話する児童もいました、それぞれの個性を感じる事ができました。

特に温かかったのは、「世界的に有名なアーティストになりたい」という趣旨を述べたお子さんが、アーティストさながらの動きをして、証書を受け取ったり、下りたりするのも、会場が温かく見ている、とても雰囲気がよく、個性を大事にする環境で育ってきたのだな

ということを感じる事ができました。よい卒業式でした。

田代教育長

ありがとうございました。

ほかにご報告ありますでしょうか。

なければ、最後に私のほうから報告をさせていただきます。

まず最初に、3月13日の、第五中学校でありました道徳授業についてご報告いたします。

この企画は、中野ライオンズクラブの支援で、中学校で実践的な道徳授業を行いたいということで行いました。実際の道徳の教科書に載っている人に来てもらって、その人の話を本当に聞いて、そして道徳の授業を行うというものでした。

いろいろな有名な方に交渉をして、今回は東京海洋大学名誉博士・客員教授のさかなクンさんに緑野中学校に来ていただきました。

それから、今回私が見に行ったのは、人気小説『下町ロケット』のモデルとして知られる北海道の工場の社長さんである植松さんに、実際に第五中学校に来ていただいてお話をお聞きしました。実際にこの道徳の授業の期間中が議会中でありましたので、全部の道徳の授業を参観できなかったのは非常に残念でしたが、第五中学校で植松さんが行った講演会に参加してきました。

植松さんは、幼少期や少年時代、身の回りにあった工作機械から独学で溶接技術を習得し、ロケット開発に取り組むようになったと話されていました。学生時代から周りの人と同じことができずによく親に怒られていたこと、人と違うことは決して悪いことではないと自分では思っているという話をされていました。考えさせられることがたくさんあり、保護者の方も多数参加していて、とても良い考える道徳の授業になったと思っています。

続きまして、3月16日に、区役所1階のナカノバで「平和の旅」の報告会が行われました。この「平和の旅」というのは、昨年12月21日と22日の2日間、中野区在住の希望した公立や都立、私立の中学生10名が広島を訪問しました。平和記念資料館や、呉市の海事歴史科学館などを見学しました。報告会では、この旅を通して学んだことを10人全員が発表しました。

とても印象的だったのですけれども、その中の1人の生徒さんは「自分は帰国子女で、小学校時代に日本の歴史を全く学んだことがなく、それを知りたくて、この旅行に応募して参加した。原爆の恐ろしさを知り、アメリカの友だちにその旅行の話をしたら、軽く冗談で

返され、非常にショックを受けた」という話をされていました。

また、別の生徒さんは最後にコメントとして、「戦争は悲劇を生むけれども、幸福は絶対に生まない」と最後に一言、言っていたことが非常に私自身も印象に残って、中学生がそれぞれの思いを素直に発表して、参加者も 100 人以上いたと思うのですけれども、皆さん、大変感動して、終わった後も「とてもよい会だった。今後もこういう企画を続けてほしい」という感想が多数寄せられていました。

続きまして、幼稚園の修了式、それから小学校・中学校の卒業式にも参加してまいりました。私はひがしなかの幼稚園、平和の森小学校、中野中学校の卒業式に参加してきました。各委員の方からもお話がありましたが、それぞれ工夫があって、とても感動的な修了式や卒業式でした。

ひがしなかの幼稚園では、園児がもらった卒業証書を、後ろに立っている保護者の方に一人ひとり手渡すという流れがあって、初めて見たのですけれども、保護者の方も、もらったときに泣いていて、園児も 2 人とも泣いていて、とても感動しました。

平和の森小学校では、皆さん、各委員がおっしゃっていたように、壇上で一人ひとりがしっかりと将来の目標とか夢とか、最近の児童なので、プロサッカー選手とか、そういう目標がすごく多かったのですけれども、私としたら「教師になりたい」という希望者が誰もいなかったもので、昔は結構いたのに、今は小学生でも教師になりたいと言っている子どもたちがいないのかなというのは、ある面、寂しさを感じました。

それから、中野中学校の卒業式では、最後にプロジェクションマッピングで、体育館中に桜の花が舞い散って、エンドロールもあって、生徒たちはそれを見て感動して泣いていました。中野中学校は卒業式の後に、校庭から、普段使わない南門を使って、四季の森公園のほうに移動して、そこでお別れになるのですけれども、今年は東京都の工事が入っていて、この写真なのですが、工事現場の間を歩いていくのは、最後の最後にちょっとかわいそうだなと思っていたら、東京都の工事の方が協力してくださって、工事を一時やめて、そこに紅白幕を、これは学校ではなく、工事現場の人たちが全部持ってきてくださって、さらにこの「卒業おめでとうございます」というのも、つくって、貼ってくださって、この前を子どもたちが通って行って、この日は雪も降っていたのですけれども、工事も一切やってなくて、子どもたちも保護者も喜んで、とてもいい卒業式だったと思いました。

最後に報告です。第七中学校のロボコン部が、毎年全国大会には出場しているのですが、初めて、創造アイデアロボットコンテストで全国優勝を果たしました。ロボコン部員が製

作したロボットを実際に役所に自分たちで持ってきてくださって、そして実演をしてくださいました。

そのロボコン部の製作のテーマが、がれきをロボットが自分たちで回収して、それを指定された場所に集めるというミッションがあって、それを自分たちで行うプログラムをつくって実演すると。この右側の写真がそのロボットなのですけれども、左側が当日の場面で、この板敷きの中に、がれきの代わりに、ペットボトルキャップを 30 個ぐらいですか。審査員の人がバツとばらまくのだそうです。それを、スイッチを入れて、ロボットがばらまかれたペットボトルキャップを、全部ルンバみたいにこのロボットで回収して、最後に指定されたポケットに入れると。

この指定されたポケットも決まっていなくて、サイコロを転がして「2番と5番のポケットに30個入れてください」とか「1番と6番のポケットに」と。では、そのポケットをどうやって指定するのかと、それも聞いたら、ちょっとわかりづらいですかね。左側の黒いポケットのところにマークがついているのがわかりますよね。それが動かせるようになっていて、サイコロで4番と6番と出たらそこにつけて、1番と2番と出たら、そこに担当が動かすのだそうです。そこにペットボトルキャップを放り込むというのですか、回収をします。これもうまくできていて、一つのポケットには、30個全部のペットボトルキャップは入らないような大きさになっているのです。だから、ロボットが工夫して、半分ぐらい入れたら引き戻して行って、別の黒いポケットに残りのペットボトルキャップを入れると。それも全部ものすごく複雑なプログラムを中学生が1個ずつ組んで、「ぜひ、教育長もプログラムをやらせますから、やってください」と言われて。私は「2センチ進む」というのだけつくったのですけれども、それだけでも教えてもらって、「これが進むという命令で、これが2センチという命令なのだ」と、そういうのを勉強させられました。

終わった後、この子どもたちに、将来の夢はどういうものをしたいのですかとお聞きしたら、「ゲームプログラマーになってみんなを喜ばせたい」とか、あるいは、「コンピューター関係の仕事に就いて、ここで勉強してきたことをさらに生かしていきたい」というような話をされていました。中心は2年生部員がやっているようですが、「来年は3年生なので、私たち、僕たちは身を引いて、これからは1年生にこの伝統を生かして、新しいロボットづくりをやってもらいたい」と、部長さんはお話しされていました。とてもすばらしい取組だと思って感心しました。

長くなりました。ありがとうございました。

ほかに報告はございますか。

なければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「中野区教育委員会教育長職務代理者の指名について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、令和7年3月28日付で、中野区教育委員会教育長職務代理者を指名しましたので、ご報告いたします。

中野区教育委員会教育長職務代理者、第1順位に伊藤委員を、第2順位に岡本委員を指名いたしました。以上でございます。

田代教育長

ご報告のとおり、伊藤委員、岡本委員をお願いいたします。

本報告は終了いたします。

それでは、最後に、事務局から、次回開催について報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますが、4月4日午前10時から、区役所7階教育委員会室で開催いたします。

なお、諸事情によりまして休会となる場合がありますので、中野区ホームページでご確認をお願いいたします。以上でございます。

田代教育長

ありがとうございました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第9回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時53分閉会